

至誠館大学非常勤職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人菅原学園至誠館大学非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）第16条の規定に基づき、学校法人菅原学園至誠館大学の非常勤職員の給与の種類及び決定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 非常勤職員の給与は、基本給、諸手当とし、次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 基本給は、長期間雇用職員については日給、短時間雇用職員については日給又は時間給とし、勤務した日数又は時間数に応じて支給する。
- (2) 諸手当は、通勤手当、時間外勤務手当とし、職種及び勤務実績等に応じて支給することができる。

(基本給)

第3条 非常勤職員の基本給は、その者の就く職種及び経歴等に応じて、「学校法人菅原学園至誠館大学就業規則」第2条に規定する職員（ただし書に規定する職員を除く。以下「常勤職員」という。）との均衡を考慮して算出した額とする。

(日給及び時間給の決定)

第4条 非常勤職員の日給又は時間給は、その者を常勤職員として採用した場合に受けることとなる俸給月額額を基礎として算出した額の範囲内の額をもって、日給又は時間給とする。

(1時間当たりの給与額)

第5条 基本給が日給で支給される非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を、当該日給の算定の基礎となった勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、非常勤職員のうち1か月以上の期間（社会通念上引き続けているものとみなす期間を含む。）を定めて雇用された者で、交通機関若しくは有料道路を利用し、又は自動車その他の交通の用具（以下この条において「交通用具」という。）を使用して通勤することを常例とするものについて、常勤職員の通勤手当に準じて支給する。ただし、交通用具により通勤する者で、勤務日が週に4日未満のものはこの限りでない。

(時間外勤務手当)

第7条 時間外勤務手当は、学校法人菅原学園至誠館大学非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則第7条の規定により、非常勤職員に定められた所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合及び同規則第6条にから第8条に規定する休日において勤務することを命ぜられた場合に、常勤職員の時間外勤務手当に準じて支給する。

- 2 短時間雇用職員の常勤職員の所定の勤務時間に相当する時間内における時間外勤務手当については、前項の規定にかかわらず、時間給を支給する。

ただし、休日における勤務についてはこの限りでない。

(育児休業の給与)

第8条 非常勤職員が学校法人菅原学園至誠館大学育児・介護休業規程第3条に規定する育児休業をした場合については、その育児休業の期間中、第2条に規定する給与を支給しない。

(介護休業等の給与)

第9条 非常勤職員が学校法人菅原学園至誠館大学育児・介護休業規程第28条に規定する介護休業をした場合については、その介護休業期間中の勤務しない日には、第2条に規定する給与を支給しない。

(給与の減額等)

第10条 非常勤職員が所定の勤務時間において勤務しないときは、非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程第12条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間等につき、勤務1時間当たりの給与額等又は時間給等を減額して給与を支給する。

(俸給の支払方法)

第11条 俸給の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 俸給の支給日は、毎月22日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に支給する。

ただし、特に必要があるときは、理事会がこれを変更することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成20年	4月	1日	(制定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成27年	4月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)